

第66回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

機械等を取得した場合の優遇措置

今回は、中小企業者等が機械等を取得した場合の優遇措置について紹介します。

I 制度の内容

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成10年6月1日～平成22年3月31日までの間に、**新品**の機械装置などを取得し、又は製作して国内にあるその中小企業者等の営む製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合には、**初年度に取得価額の30%**の特別償却が認められます。また、この特別償却に代えて**7%の特別税額控除と選択適用**することもできます。

II 対象となる中小企業者等

- 特別償却
 - ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（但し、大規模法人の子会社は除かれます。）
 - ・資本・出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業者
 - ・農業協同組合等
- 税額控除
 - ・上記、特別償却対象となる中小企業者等のうち資本金又は出資金の額が3,000万円以下の法人又は農業協同組合等

III 指定事業

- ①製造業 ②建設業 ③農業・林業・漁業・水産養殖業 ④鉱業 ⑤卸売業 ⑥道路貨物運送業・港湾運送業 ⑦倉庫業 ⑧ガス業 ⑨一般旅客自動車運送業 ⑩海洋運輸業及び沿海運輸業 ⑪内航船舶貸渡業 ⑫旅行業 ⑬梱包業 ⑭通信業 ⑮損害保険代理業 ⑯小売業 ⑰料理店業その他の飲食業(料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブその他これらに類する事業を除く) ⑱サービス業(物品賃貸業・娯楽業[映画業を除く]及び特殊浴場業を除く)

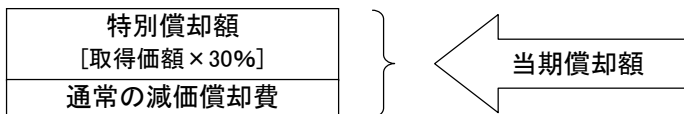
IV 対象資産

- (1)機械及び装置で1台又は1基の取得価額が**160万円以上**のもの
- (2)「電子計算機」及び「インターネットに接続されたデジタル複合機」で次に掲げるいずれかのもの
 - ・1台又は1基の取得価額が**120万円以上**のもの
 - ・その事業年度において事業の用に供した上記の電子計算機又はデジタル複合機ごとの取得価額の合計額が**120万円以上**のもの
- (3)ソフトウェア^{*}で次に掲げるいずれかのもの
 - ・一のソフトウェアの取得価額が**70万円以上**のもの
 - ・その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が**70万円以上**のもの

^{*}複写して販売する為の原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除きます。
- (4)車両総重量3.5t以上の貨物運送業自動車
- (5)内航海運業用に供される船舶

V 特別償却額・税額控除額

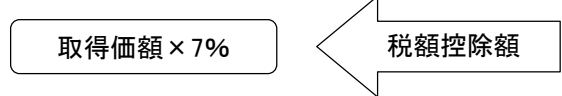
●特別償却額



(注)船舶についてはその取得価額に75%を乗じた金額を取得価額として計算します。

当事業年度に「取得価額×30%」の特別償却限度額まで償却しなかった場合には、翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越すことができます。

●税額控除額



税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度となります。また、その事業年度において税額控除限度額の全部を控除しきれなかった場合には、その控除しきれなかった金額について1年間の繰越が認められます。

その他にも条件等がありますので税理士等に相談されることをお勧めします。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) ... → (URL) <http://www.masism.com>

《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ●決算事前対策
- 経営計画策定 ●業績管理支援 ●起業家支援
- 経営革新支援 ●パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ●適正な生命保険指導